

お年寄り、障がい者をみんなで守る。 「消費者被害防止ネットワーク事業」を実施しています。

高齢者や障がい者をターゲットにした、悪質な手口による消費者トラブルが後を絶たず、被害が潜在化しています。
札幌市消費者センターでは、高齢者及び障がい者の消費者被害の未然防止、早期発見・救済、被害拡大防止を目的に、地域包括支援センターをはじめとする高齢福祉関係機関、障がい者相談支援事業所をはじめとする障がい福祉関係機関、民生・児童委員、町内会、警察などと連携するネットワーク事業を実施しています。

消費者被害防止の地域ネットワーク

各区に消費生活推進員を複数配置し、地域において日常的に高齢者・障がい者の生活に関わっている方々と連携を図りながら、地域における啓発活動や、消費者トラブルの実態調査、被害者に対しての具体的なアドバイスを行っています。

消費生活推進員のおもな仕事

地域包括支援センター及び介護予防センター、居宅介護支援事業所、障がい者相談支援事業所、民生・児童委員、町内会などと協力体制をつくり、消費者トラブルの解決と未然防止に努めます。

- ◎高齢福祉関係機関、障がい福祉関係機関などからの依頼により、被害者宅を訪問し実態調査を行います(原則、依頼者と同行訪問)。
- ◎相談内容が軽易な場合は、適切な助言(クーリング・オフ等)や他機関の紹介(弁護士会等)を行います。
- ◎相談内容が複雑で、事業者との交渉などが必要な場合は、消費者センター・消費生活相談室への引き継ぎや交渉依頼を行い問題解決にあたります。
- ◎関係機関との情報交換などを行い、消費者問題に関する理解を深めてもらいます。
- ◎消費者被害の未然防止の観点から、地域において高齢者・障がい者向けの出前講座(ミニ講座)を行います。

